

務第236号
平成21年 3月23日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する見舞金支給要綱の制定について

警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する見舞金の支給について、別添「警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する見舞金支給要綱」を制定し、平成21年4月1日から施行することとしたので、適切な運用に努められたい。

別添

警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する見舞金支給要綱

第1 目的

この要綱は、岐阜県警察官（以下「警察官」という。）の職務に協力援助した者等が、物的損害を受けた場合において、見舞金を支給することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 協力援助行為

この要綱において、「協力援助行為」とは、次に掲げる行為をいう。

ア 職務執行中の警察官がその職務執行上の必要により援助を求めた場合その他これに協力することが相当と認められる場合に、職務によらないで当該警察官の職務執行に協力援助する行為

イ 殺人、傷害、強盗、窃盗等人の生命、身体、若しくは財産に危害が及ぶ犯罪の現行犯人がおり、かつ、警察官その他法令に基づき当該犯罪の捜査に当たるべき者がその場にいらない場合に、職務によらないで自ら当該現行犯人の逮捕若しくは当該犯罪による被害者の救助に当たる行為

ウ 水難、山岳における遭難、交通事故その他の変事により人の生命に危険が及び又は危険が及ぼうとしている場合に、自らの危難をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たる行為（法令の規定に基づいて救助に当たる行為を除く。）

第3 見舞金の支給

協力援助行為を行った者（以下「協力援助者」という。）が、当該協力援助行為を行ったことに起因して、協力援助者が使用し、携帯し、保管し又は着用する私有物等が滅失し、き損し、又は亡失した場合において、次に掲げる要件を満たすときは、その損害に対し予算の範囲内で見舞金を支給することができるものとする。

ア 当該滅失等に協力援助者の故意又は重大な過失がないこと。

イ 民法その他法令による損害賠償等が得られず協力援助者に経済的損失が生じたこと。

第4 見舞金の額

見舞金の額は、損害を受けた私有物等の時価又は補修に要する実費の範囲内で算定するものとし、第2アに該当する場合を除き、1件の限度額は原則として3万円とする。

第5 時価の算定方法

1 私有物等の時価は次により算定した額（1円未満は、切り捨てるものとする。）とするものとする。ただし、耐用年数以上使用した物品については、取得価格100分10の割合を乗じて得た額を時価とする。

時価 = 取得価格 - { (取得価格 × 0.9) × 使用年数 / 耐用年数 }

2 私有物等の取得価格の上限額及び耐用年数は、別表のとおりとする。

3 物品の取得価格を明らかにできない場合又は別表に定める物品以外の場合は、当該物品又は同等品の市場価格を参考として警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が取得価格と見なす額を定めるものとする。

4 使用年数に1年未満の端数月がある場合は、1年に繰り上げるものとする。

第6 具申の手続

第2に定める事由に該当する事案が発生した場合において、見舞金の支給を要すると認めるときは、協力援助を受けた警察官を指揮する所属長又は当該事案が発生した場所を管轄する警察署長（以下「所属長」という。）は、協力援助者の物的損害に対する見舞金の支給に関する具申書（別記様式第1号。以下「具申書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、警務課長を経由して警察本部長に具申するものとする。

ア 損害の発生、物品の携帯その他関連する事実を証明できる者の現認書又は所属長の事実確認書（別記様式第2号）

イ 物品の取得価格を明らかにする書類

ウ 物品の修理を要する場合は、当該修理に係る費用明細の分かる見積書。物品を修理した場合は、修理のために支払った費用の領収書

エ 損害の発生が第三者の加害行為による場合は、損害賠償等結果報告書（別記様式第3号）

オ 物品の写真その他参考資料

第7 審査及び決定

警察本部長は、第6の具申書を受理したときは、その内容を審査し、見舞金支給の要否及びその金額を決定するものとする。

第8 審査委員会

1 前条の審査を行うため、警察本部内に協力援助者物的損害見舞金支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員長は、警務部長をもって充てる。

3 委員には、警務課長、監察課長、会計課長、事案担当主管課長その他警務部長が指名する者をもって充てる。

4 委員会は、審査の結果を協力援助者物的損害見舞金支給審査委員会議事録（別記様式第4号）により速やかに警察本部長に報告するものとする。

第9 専決

第8にかかわらず、特異な事案を除き、見舞金額が3万円以下である場合は、警務部長が専決できるものとする。

第10 通知

警察本部長は、見舞金の支給を決定した場合は、見舞金支給決定通知書（別記様式第5号）により具申した所属長を経由して協力援助者に通知するものとする。

第11 支給

見舞金は、第10の通知後、原則として物的損害見舞金請求書（別記様式第6号）により、協力援助者の指定する金融機関口座に振り込みの方法により支給する。

第12 事務担当課

この要綱に関する事務処理は、警務部警務課給与係において行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表

私有物等の物品名		耐用年数	取得価格の上限額	左記以外の物品の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を準用するものとし、取得価格は、第5の3により警務課長が定める額とする。
腕時計		10年	50,000円	
携帯電話		5年	50,000円	
眼鏡		5年	50,000円	
背広		5年	30,000円	
コンタクトレンズ		3年	片方10,000円	
靴		2年	10,000円	
背広以外の衣類	ジャケット	3年	20,000円	
	ジャンパー	3年	15,000円	
	替ズボン	3年	8,000円	
	ワイシャツ	2年	3,000円	

注 第2アに該当する場合は、「取得価格の上限額」の欄は適用しない。